

## 〔附錄第五号〕

# 錦帶橋名勝地區擴張 及 風致地區の設定

(本書第一八二ページ、名勝区域、風致地  
区、区域の拡張並に国宝編入問題参考地)

# 錦帶橋名勝地區擴張及び風致地區の設定

(図面  
参照)

錦帶橋の名称としての管理は以前は内務省に属していたから、大正十一年に始めて名勝に指定された時は内務省告示を以て発表された（本書第一八三ページ第一行の大正八年は誤植）本書著者は昭和七年三月岩国町長就任以来、其の名勝区域が餘りに狭小なるを遺憾として岩国町会の決議を経て、従来橋の上下六十間の間と限られたるを其限界より更に上流へ三百五十間、下流へ二百三十間以内の堤塘敷及河川敷並に近接の民有地八十一筆六町二反六畝歩を編入するの申請を文部大臣に提出した（昭和十四年）。其文書は左の通りで此申請は種々の経緯があつて昭和十八年八月文部省告示第七百二十八号を以て指定された。即ち左掲図面の如く下は臥龍橋、上は池ヶ迫までの区間である。

岩国町は右の申請に先ち昭和十三年、「都市計画法」に依り風致地区の設定を企て、「史蹟名勝天然紀念物法」の及ぼざる範域に形勝風景の毀損あらんとするを防衛せんが為、内務大臣に申請し同年五月七日内務省告示第二百五十六号を以て左掲図面の如く指定された。左に其の当時の申請又は指定の公文書を存録する。

## 名稱地区擴張の件

岩国町会ノ議決ニ附シタルトキノ議案  
議案第一一七号

名勝地域拡張ノ件

大正十一年三月八日内務省告示第四十九号史蹟名勝天然紀念物保存法第一条ニ依ル名勝錦帶橋区域ヲ別紙調書ノ通り拡張

スルモノトス  
昭和十四年十一月二十八日提出

岩国町長 永 田 新 之 允

右、昭和十四年十一月二十八日原案可決

(別紙)

調  
書

一、名勝錦帶橋

右橋梁ノ上流指定区域線ヨリ上流、西側堤防添五五〇間、東側同三四〇間。及下流指定区域線より下流、西側堤防添三九〇間、東側同二〇〇間以内の川敷

右国有川沿地及民有地総面積拾貳万七千七百坪

右別紙図面ノ通り候也

昭和十四年十一月廿八日

山口県玖珂郡岩国町長 永 田 新 之 允

庶第二二一八号

昭和十四年十二月一日

岩国町長 永 田 新 之 允

山口県知事 武井群嗣殿

名勝地図拡張申請ノ件

名勝錦帶橋指定地々域ハ時勢ノ進運ニ伴ヒ去大正十一年内務大臣御指定當時ニ比シ名勝保護上著ルシク狹小ヲ感ジ候ニ付  
今回文部大臣へ別紙ノ如ク地域拡張ノ申請書提出候ニ付御取計被下度奉願候也

庶第二、二一八号

昭和十四年十二月一日

山口県玖珂郡岩国町

文部大臣 河原田稼吉殿

岩国町長 永田新之允

名勝地地域拡張之儀ニ付申請

本町内名勝錦帶橋指定地々域ヲ別紙ノ通り拡張相成度此段及申請候也

理由書

大正十一年三月八日内務大臣ヨリ史蹟名勝天然紀念物保存法ニヨリ名勝トシテ御指定相成リタル錦帶橋ハ(一)橋梁(二)橋  
梁ノ上下流各六十間以内ノ川敷(三)国有川沿地(四)橋東道路敷四十七坪七合(五)橋西道路敷四十坪七合ヲ保護ノ目的物ト  
致サレ當時ニ於テハ適当ナル地域ナリシ事ト存ゼラレ候處、其後十七年ノ歲月ヲ経過シ一般社会状勢ノ著シキ変化ニ伴ヒ  
此地域ハ既ニ狹小ニ失スルノ憾有之、即チ区域外ノ隣接地ニ於テ屢々名勝ノ觀望ヲ毀損スル如キ事行ハル、モ管理者トシ

テ之ヲ取締ルベキ權能無之ヲ遺憾ト致候。

(第一) 二三ノ例ヲ挙グレバ上下流六十間以外ノ接続地ニ於テ興行物ノ小屋掛けヲ為シ而モ極メテ龜末ナル板垣藁筵ナドヲ以テ一時的設備ヲ爲スニ過ギザルモノ多キガ為錦帶橋環境ノ風致ヲ害スルコト少ナカラズ。又塵芥、石炭ノ燃滓類ヲ投棄スルモノアルモ管理者トシテ直接之ヲ制止スル權限ナク警察署ノ注意ヲ喚起スルモノ之ヲ顧ル遑ナキ場合ハ其儘不間ニ附セラレ河川美觀ヲ損スルコト甚シキニ至ルハ每常実見スル所ニ有之候。

(第二) 殊ニ近年最モ名勝風光ヲ害スト認メラル、モノハ近接地区ニ於テバラス採取ノ業盛トナリ上流下流トモニ浚渫船ヲ用ヒ頻リニ河辺ヲ掘鑿致候間、由来錦帶橋上下流ノ河辺ナル磧原ハ錦帶橋附近特有ノ美觀トシテ藍色ノ清流ト相映ジ河川美形成ノ一大要素ニ有之候処、両三年來浚渫船ノ機械力ニヨリテ全然攪乱セラレ古來ノ美觀ハ滅却痕ヲ留メズ橋上ヨリノ眺望殺風景此上無之候。而モ山紫水明ノ中ニ怪物ニ等シキ浚渫船ノ活動ハ如何ニ觀光ノ感触ヲ傷クルカハ略ボ想像ニ餘リアル事ニ有之候。

(第三) 中ニ就テ上流ニ於ケル浚渫船ノ河水攪拌ニヨリテ混濁ノ流水錦帶橋下ヲ穢シ清冽瓊ノ如キ澄明美ハ全然失ハレ而モ時々浚渫船ノ機械油類漂流シテ脂紋久シク浮游シ悪感ヲ催フサシムル等浚渫船ノ爲ニ被ル名勝ノ損傷ハ拳ゲテ言フニ勝ヘズ候。

(第四) 尤モバラスノ採取ハ國有物產規程ニヨリ県ニ於テ之ガ許否ヲ決定セラレ其需用ハ主トシテ近年岩国附近ニ隆興ノ工場建築又ハ軍事ノ施設ニ存スル次第ニ付、國家產業トシテ固ヨリ之ヲ禁止スベキニアラザルモ單ニ名勝區域外ナリト称シテ錦帶橋ヨリ僅々百間乃至百五十間ノ上下流ニ於テ怪奇ノ形相ヲ横ヘ盛シニ磧原ノ美景ヲ攪乱スルニ任スハ錦帶橋ヲ嘗テ名勝トシテ御指定相成リタル本旨ニ反スルモノト思料致候。依リテ錦帶橋管理者タル本職ハ錦帶橋上ヨリノ

展望ニ妨ゲナキ地域ニ其採取地ヲ移動セシムルコトニ努力致シタルモ、何分権限外ノ地域ニ付其希望兎角行ハレザルニ付茲ニ名勝地域拡張ノ稟請ヲ爲スニ至レル所以ニ有之候

(第五) 橋東、橋西ニ於ケル道路敷ノ制限ノ如キモ亦時勢ノ変遷ニ伴ヒ附近ノ旅館、飲食店、土産物売店並ニ一般商家等ガ屋根看板其他ノ招客設備ヲ隨意ニ行フノ結果、觀望次第ニ乱雜ニ流レ、錦帶橋直面ノ風光上甚ダ相應シカラヌ不整頓ヲ招來致居候ニ付此際其道路敷制限ヲ拡張シテ其接境家屋ニ及ボスト共ニ(別紙図面ノ如ク)其国有川沿地ノ編入区域モ別紙図面ノ如ク改メテ劃定スル必要アルモノト存候

## 風致地区設定の件

内務省告示第二百五十六号

岩国都市計画風致地区指定ノ件左ノ通り決定シ昭和十三年四月六日内閣ノ認可ヲ得タリ其ノ関係図面ハ山口県庁及山口県玖珂郡岩国町役場ニ備ヘ置キ縦覽ニ供ス

昭和十三年五月七日

内務大臣　末　　次　　信　　正

岩国都市計画風致地区

第一、都市計画風致地区ノ名称位置地積左ノ如シ

一、錦帶橋風致地区

位置 岩国町大字岩国大字錦見大字川西地区内(別紙図面表示ノ通り)

地積 約三四一、〇七ヘクタール

第二、本計画ノ些少ノ変更ヲ必要トスル場合  
ハ都市計画山口地方委員会ノ議ヲ経テ内務  
大臣限リ之ヲ変更スルコトヲ得

理由書

岩国町ハ名橋錦帶橋ヲ以テ其ノ名夙ニ顯  
吉田城ハル而シテ錦帶橋ヲ中心トスル群峰ノ中  
翠綠鬱蒼タル御城山一帯ノ森林橋ヲ隔テ  
一帯ノ景勝ニシテ觀光遊覽ノ好適地タリ  
然ルニ近時動モスレバ之等自然ノ風致ヲ  
毀損セラレムトスルノ傾向不尠モノアル  
ヲ以テ之ヲ風致地区ニ指定シ以テ風致ノ  
維持保育上遺憾ナキヲ期セムトス。

（名勝地域境界  
風致地域境界）

錦帶橋を中心に名勝地区及風致地区図



## 風致地区の取締に関し山口県令の変遷

都市計画法の発布に伴い風致地区の保護に付て各府県とも各々細則を定め、法の活用を期したのであるが、吾が山口県に於ては昭和九年六月二十二日県令第五十三号を以て「風致地区規則」を定めて許可制を取り、別に同日告示第四百七十四号を以て、地区内に於ける行爲に付別に知事の許可を要せざる除外例を設けて風致地区を規制し來つたが、時勢の変遷に伴い昭和二十一年十二月に至り県令第百二十五号を以て改正あり、更に同二十三年三月規則第四号を以て改正を施し「風致地区規則」として現に之を施行されて居る。左に上記各号の三文書を存録して其沿革を徵知せんと欲する。

### 風致地区規則（現在施行の分）

- 第一条 この規則は、都市計画法第十条第二項の規定により指定された風致地区内に之を適用する。
- 第二条 風致地区内で左の行爲をしようとするときは、別に告示するものを除いて知事の許可を受けなければならぬ。
  - 一、建築物その他の工作物の新築、改築又は、移転修繕変更若しくは除却
  - 二、土地の現状の変更、並に水面の埋立
  - 三、竹木土石類の採取
  - 四、その他風致維持に影響を及ぼす虞ある行為
- 第三条 前条の規定により許可を受けようとするときは、次の事項を具へた申請書に設計書、又は施行方法書を添へ、正副二通を提出しなければならない。

一、申請者の住所氏名（法人に在りてはその名称事務所所在地及び代表者の住所氏名）

二、行為地の所在地目及び面積

三、行為及びその目的

四、着手並に完了の予定期日

五、その他必要な事項

第四条 設計書又は施行法書には、方位縮尺を記載した、次の図面をそなへなければならない。

一、附近地の現況図（行政区画及び道路水路その他地形の概略並に行行為地の境界を明示したもの）

二、平面図（配置図を含む）及び必要の場合は立面図断面図意匠配色図など設計又は施行方法を表示するのに必要な図

第五条 第二条に規定する行為で他の法令により知事の許可又は認可を必要とするものはその法令による許可又は認可申請書に前二条で規定する事項を附記しこの規則による許可を併せて申請することができる。

前項の規定により申請するときはその法令により提出する書類の外別に副本一通を提出しなければならない。

第六条 許可を受けた事項で変更しようとするときはその理由をつけ第三条及び第四条の規定に準じ知事の許可を受けなければならない。

行為完了前許可を受けた者に異動を生じたときは、七日以内に知事に届出なければならない。

第七条 第二条又は前条の規定により、許可を受けた行為が完了したときは、七日以内に届出なければならない。

第八条 申請書又は届書は行為地の市町村長を経由して、知事に提出しなければならない。

第九条 第二条第六条又は第七条の規定に違反した者は二千円以下の過料を科する。

山口県令附則

この県令は公布の日からこれを施行する。

昭和九年六月山口県令第五十三号風致地区規則は、之を廢止する。

山口県令第五十三号（前条の改正にて廢止）

風致地区規則左ノ通定ム

昭和九年六月二十二日

山口県知事

菊谷 風山

男

第一条 本則ハ都市計画法第十条第二項ノ規定ニ依リ指定セラレタル風致地区内ニ之ヲ適用ス

第二条 風致地区内ニ於テ建築物其ノ他ノ工作物ノ新築、改築、増築、移転、修繕、変更若ハ除却、土地ノ形質ノ変更、水面ノ埋立、竹木土石ノ類ノ採取其ノ他風致維持ニ影響ヲ及ボス虞アル行為ヲ為サムトスルトキハ別ニ告示スルモノヲ

除クノ外知事ノ許可ヲ受クベシ

第三条 前条ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シタル申請書ニ設計書又ハ施行方法書ヲ添付スヘシ  
一、申請者ノ住所、氏名（法人ニ在リテハ其ノ名称、事務所所在地及代表者ノ住所、氏名）

二、行為地ノ所在、地目及面積

三、行為及其ノ目的

四、着手並ニ完了ノ予定期日

五、其ノ他必要ナル事項

第四条 設計書又ハ施行方法書ニハ方位、縮尺ヲ記載シタル左ノ図面ヲ添附スベシ

一、附近地ノ現況図（行政区劃及道路、水路其ノ他地形ノ概略並ニ行為地ノ境界ヲ明示スヘシ）

二、平面図（配置図ヲ含ム）及必要ノ場合ハ立面図、断面図、意匠配色図等設計又ハ施行方法ノ表示ニ必要ナル図面  
第五条 第二条ニ規定スル行為ニシテ他ノ法令ニ依リ知事ノ許可又ハ認可ヲ要スルモノニ付テハ当該法令ニ依ル許可又ハ  
申請書ニ前二条ニ規定セル事項ヲ附記シ本規則ニ依ル許可ヲ併セ申請スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ申請スル場合ニ於テハ当該法令ニ依リ提出スル書類ノ外、別ニ副本一通ヲ提出スヘシ

第六条 許可ヲ受ケタル事項ヲ変更セムトスルトキハ其ノ理由ヲ具シ第三条及第四条ノ規定ニ準ジ知事ノ許可ヲ受クヘシ  
行為完了前許可申請者又ハ許可ヲ受ケタル者ニ異動ヲ生ジタルトキハ七日以内ニ知事ニ届出ヅヘシ

第七条 第二条又ハ前条ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル行為完了シタルトキハ七日以内ニ知事ニ届出ヅヘシ

第八条 第二条、第六条又ハ第七条ノ規定ニ違反シタル者ハ五拾円以下ノ罰金若ハ科料又拘留ニ処ス

#### 附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

山口県告示第四百七十四号

左ニ掲タル事項ハ昭和九年六月二十二日山口県令第五十三号風致地区規則ニ依ル知事ノ許可ヲ受クコトヲ要セズ

昭和九年六月二十二日

山口県知事 菊 嘉 男

- 一、公衆ノ目ノ触レサル限度ニ於テ建築物其ノ他工作物ノ新築、改築、増築、移転、修繕、変更又ハ除却ヲ為スコト
- 二、公衆ノ目ニ触レザル限度ニ於テ現状ガ山林若ハ原野以外ノ土地ニ在スル竹木類ノ伐採又ハ土地ノ切取、盛土ヲ為スコト
- 三、造林若ハ竹木類ノ植栽ヲ為シ又ハ其ノ保育ノ為下草刈、蔓切、枝打、除伐、間伐ヲ為スコト
- 四、明ラカニ風致ヲ害スル虞レナキ限度ニ於テ社寺境内地ニ在ケル鳥居、燈籠及墓地内ノ墓碑、墓石類及其ノ附属工作物ノ新設改設、移転、修繕又ハ除却ヲ為スコト
- 五、森林法第九条ノ規定ニ依リ知事認可ヲ得タル施業案又ハ施業要領ニ基キ施業ヲ為スコト
- 六、森林法第十条又ハ第二十七条ノ規定ニ依リ知事ノ指定シタル施業方法ニ基キ施業ヲ為スコト
- 七、森林法第三十三条又ハ第百七条ノ規定ニ依リ知事ノ命ジタル造林其ノ他復旧ニ必要ナル行為ヲ為スコト
- 八、非常災害ノ為必要ナル応急処置